議案第１０２号

霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について

霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する。

令和３年１２月９日提出
霧島市長　中　重　　真　一

霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第151号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から起算して６か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

２　霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年霧島市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第２条中第６号を削り、第７号を第６号とし、第８号を第７号とする。

第８条を削り、第９条を第８条とし、第10条を第９条とし、第11条を第10条とする。

（霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３　霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年霧島市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表養護老人ホーム嘱託医の項を削る。

（提案理由）

霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づき横川長安寮を民営化することに伴い、本条例を廃止しようとするものである。